

EC サイト活用等に対する支援

新型コロナウイルスの影響による売上の減少や社会経済情勢の変化等による国内マーケットの縮小などへ対応するためインターネットを通じて国内及び海外へ販路を拡大することにより、市内事業者の活性化を図ります。

※EC（電子商取引）：コンピューターネットワークを通じて契約や決済を行う商取引。

補助対象期間

令和4年4月1日～令和5年2月28日

※申請期限：令和5年3月30日

補助対象者

市内に事業所をおく中小企業者又は個人事業主

補助額

対象経費の 2/3（上限 20 万円）

対象経費

- ・ EC サイトの初期導入費用（国内 EC モールへの出店費用等）
 - ・ EC 導入や海外貿易に係るコンサルタント費用
- ※新規で EC サイトを構築又は利用開始する場合に限る。
※サーバ等の機器、ランニングコストは対象経費から除く。
※当事業と対象経費が重複する補助金(国等)を受けている場合は対象外

コンサルタントについて

中小機構（国）で専門家による無料相談を行っております。

コンサルタントをご検討されている事業者様は、まずそちらをお勧めいたします。

詳しくはこちらへ→ <https://ec.smrj.go.jp/advice/>

ご申請手続きについて

補助対象にかかる契約書及び支出内容がわかるもの（振込明細書等）が必要です。
対象期間中に契約及び事業、支払いが完了することが要件です。

お問い合わせ先

茨木市 産業環境部 商工労政課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号（茨木市役所本館 7 階）

電話：072-620-1620 FAX:072-627-0289

E-mail:kigyousien@city.ibaraki.lg.jp

詳しい内容や申請書類につきましては、市ホームページをご参照ください。



QRコードからも
ご確認頂けます。